

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月29日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第28号

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

寒川町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年寒川町規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第19条の9中「同条第3項」を「法第51条の14第3項」に、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第19条の12中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。